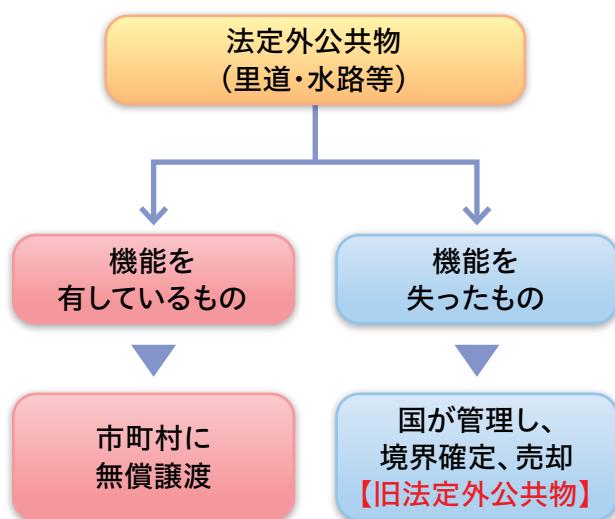




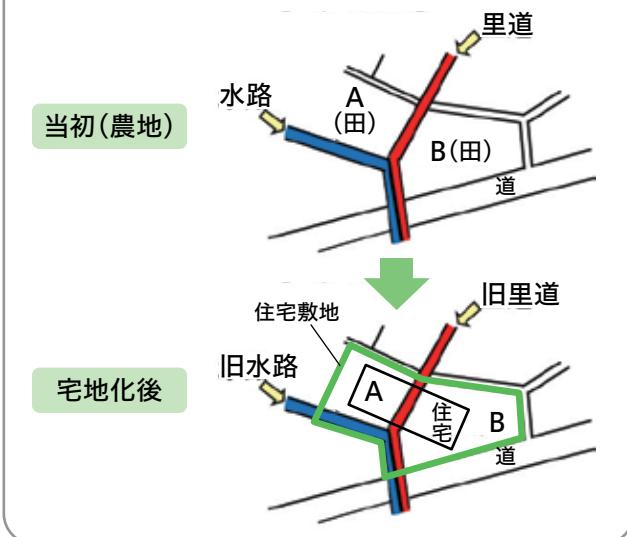
身近な国有財産 旧法定外公共物(旧里道・旧水路)

旧法定外公共物とは、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていないものをいい、国（沖縄県では沖縄総合事務局財務部）が管理することになっています。旧里道や旧水路が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。

※現在でも里道・水路としての機能を有しているもので、市町村が必要なものについては、国から譲与のうえ市町村が所有する土地となっています。



旧法定外公共物が使用されている例



「法定外公共物」とは？

道路法、河川法等の適用または準用を受けていない公共物のことです。「里道・水路」がその代表的なものとされています。



旧法定外公共物の境界確定または購入手続きを検討されている方は、
財務部ホームページ

http://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu/kokuyuuzaisan/kounyuu/01-08
をご覧いただぐか、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。



沖縄本島及び 離島地域(宮古・八重山地域を除く)	宮古地域	八重山地域
財務部統括国有財産管理官 ☎098-866-0097	宮古財務出張所 ☎0980-72-4774	八重山財務出張所 ☎0980-82-4941